

令和4年2定 一般質問 開催状況

開催年月日 令和4年6月22日

質問者 日本共産党 菊地 葉子 議員

担当部課 総合政策部政策局参事

(総務部行政局文書課)

公安委員会

警察本部

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>九 公安問題について (一) 選挙演説中におけるやじへの対応等について 1 控訴判断について</p> <p>2019年7月の参院選で、当時の安倍晋三首相の街頭演説にやじを飛ばして道警察の警察官に排除された市民2人が提訴した国家賠償請求訴訟で、札幌地裁は道警察側の主張を退け、警察官の排除行為は警職法に照らして違法だと断じる判決を下しました。知事及び公安委員長は、判決文を一度でも読まれたのでしょうか。判決をどのように受け止めたのでしょうか、併せて伺います。</p> <p>公安委員会において、控訴についてどう議論されたのでしょうか、公安委員長に伺います。</p> <p>また、知事は控訴決裁に際し、どのような議論経過を経て、控訴に至る根拠を自らどう判断されたのか。かつ、どのように公文書として記録に残しているのですか、伺います。</p> <p>【再質問】</p> <p>私は、判決文を一度でも読んだのかと質問しました。公安委員長は、判決文そのものを確認していないと事実を答弁しました。一方、知事は、判決の概要について道警察より報告を受けたと答えるのみで、判決文を読んだのか否かは答弁しませんでした。重大な答弁漏れです。なぜ答えられないのですか。改めて知事に伺います。判決文を一度でも手にしたのか、あるいは読んだのか、しごとお答えください。道警察から概要報告を受けたという知事は、控訴決裁を自ら行ったのか、誰が決裁したのか、併せて伺います。</p>	<p>【知事】</p> <p>道警察に係る訴訟についてであります。今回の札幌地方裁判所の判決については、その概要などについて、道警察より報告を受けたところであります。</p> <p>本件については、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握している道警察において、対応方針を検討し、第一審から一貫して道警察において対応してきたものであります。</p> <p>このたびの控訴の方針についても、同様に道警察において決定されたものであり、国家賠償法上、訴訟の当事者が北海道となることから、控訴の手続きを進める上で必要な決裁を行い、その決定書についても、道警察において保管をされております。</p> <p>【公安委員会委員長】</p> <p>判決に対する受け止めについてであります。公安委員会として、判決文そのものを確認したものではありませんが、道警察からも詳細に報告を受けるなど、その内容については承知いたしております。</p> <p>控訴については、道警察から判決に不服があるため控訴をする旨、事前に報告を受けたところであり、その際、道警察に対しては、法と証拠に基づいて適切に主張・立証を行うよう指導したところでございます。</p> <p>【知事】</p> <p>道警察に係る訴訟についてであります。このたびの判決については、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握するとともに、第一審から一貫して対応してきた道警察から、判決文も含めその概要などについて、報告を受けたところであります。</p> <p>その上で、道警察が訴訟事務を進めるために必要な決裁は、北海道事務決裁規程に基づき、代決権者である副知事において、代決をしたものであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再々質問】 知事は道警察から判決文も含めて報告を受けたと答弁しましたが、頑なに判決文そのものを読んだと明言しません。概要報告を受けて、道警察への方針を追認しただけです。憲法に保障された表現の自由が警察権力によって脅かされた国家賠償請求訴訟の被告として、あまりにも軽んじた姿勢だと言わざるを得ません。知事の控訴決裁について自ら決裁を行わず、副知事が代わって決裁する代決を行ったと答弁しました。判決文が付された道警察の報告だけを受け、副知事に控訴決裁を代決させたこと自体が訴訟の持つ重要な課題を全く認識していないことの表れです。知事は、傍観者であることは許されません。道警察の違法、不当な行為が司法によって下されたことを重く受け止め、控訴判断を行うべきではなかったのか伺います。</p> <p>2 表現の自由に基づく警備のあり方について 判決は「安倍総裁の街頭演説の場にそぐわないものと判断して、当該表現行為そのものを制限し、また制限したものと推認せざるを得ない」とし、道警察の過剰警備が司法によって断罪されました。 警察本部長は、判決をどう受け止めたのですか、伺います。 道警察の排除行為が違法と判決は明確に示しました。 警察本部長は、指摘を厳粛に受け止め、表現の自由と法に基づく警備へと改善すべきだと考えますが、見解を伺います。</p> <p>【再質問】 道警察の政治的中立が否定される判決が出され、道警察から報告を受けた公安委員会において、どのような意見が表明され、議論が行われたのでしょうか。 それとも何も議論しなかったのですか、公安委員長に伺います。 公安委員長、警察本部長は、これまで「警察の職務に疑念を抱かれないように」と答弁しています。 少なくとも警察の政治的中立性について疑念が抱かれ、地裁判決で表現の自由を脅かしたと指摘されたこと自体は重く受け止めるべきではありませんか、公安委員長及び警察本部長に伺います。</p>	<p>【知事】 道警察に係る訴訟についてであります。訴訟の方針については、道警察から報告を受けております。その後、道警察が訴訟事務を進めるために必要な決裁は、北海道事務決裁規程に定めるところにより、適切に対応したものであります。</p> <p>【警察本部長】 判決に対する受け止めについてであります。判決においては、当方の主張が受け入れられなかったため、控訴したものであります。 道警察といたしましては、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行するとともに、現場の状況に応じて、法律に基づき必要な措置を講じてまいります。</p> <p>【公安委員会委員長】 公安委員会における意見についてであります。道警察から詳細に判決の内容について報告を受け、法と証拠に基づいて適切に主張・立証を尽くすよう指導したところでございます。 判決で指摘されたことについては、今後とも、不偏不党かつ公平中性を旨として適正に職務を遂行することについて、指導を行ってまいります。</p> <p>【警察本部長】 判決で指摘されたことについてであります。繰り返しになりますが、道警察といたしましては、警察の政治的中立性に疑念をいだかれることのないよう今後とも、不偏不党かつ公平中性を旨として職務を遂行するとともに、現場の状況に応じて、法律に基づき必要な措置を講じてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘】</p> <p>公安委員会において、委員長をはじめ各委員から何らの疑問や意見表明も行われなかったことは、道警察の対応を無批判に追認しているだけであり、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを標ぼうする公安委員会の目的と相反する姿勢だと言わざるを得ません。</p> <p>警察本部長には市民の表現の自由を侵害したという自覚がなく、公安委員長には道警察のチェック機能を果たそうという姿勢が感じられません。</p> <p>このような姿勢こそ道民に警察が疑念を抱かれる要因となっていることを重く受け止めるべきだと強く指摘します。</p> <p>【特別発言】</p> <p>知事は道警やじ排除の被告であるにもかかわらず、控訴決裁に係る代決を副知事に行わせた行為自体が問題だと指摘しましたが、知事はその認識すら示しませんでした。極めて重大な姿勢です。道警察はやじを飛ばした市民を強制排除したことを司法から表現の自由の侵害と指摘されました。しかし、知事は第一審から一貫して道警察において対応してきたと、まるで他人事のような姿勢です。道民が警察によって排除された行為が違法とした判決が出されても、被告である知事は、道警察から概要について報告を受けたと述べるだけで、被告として真摯に判決と向き合う姿勢がありません。前回の参院選で起きた道警察の市民の強制排除は、表現の自由を脅かす重大な挑戦です。二度とこのような事態を起こさないために、被告である知事は、判決で指摘された事項を重く受け止め、道警察の対応に問題があったのかを検証する責任があります。知事においては、このような重大事案に対して、道警察や副知事に対応を丸投げする姿勢を改めることを強く求めて、特別発言といたします。</p>	